

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

都市計画の変更	( 都 市 政 策 課 )	一三三	ページ
土地収用法に基づく事業の認定	( 用 地 課 )	一三三	
選挙管理委員会告示	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	一五	
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	( 同 )	二六	
政治団体の異動事項の公表	( 同 )	二七	
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	( 同 )	二八	
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	( 同 )	二八	
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	( 商 業 流 通 課 )	二八	
土地改良区の解散	( 農 地 整 備 課 )	二八	
県営土地改良事業計画の決定	( 同 )	二九	
土地改良事業の工事の完了	( 同 )	二九	
美濃加茂都市計画の図書の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	二九	
土地改良区役員の退任及び就任	( 西 濃 農 林 事 務 所 )	三〇	
同	( 揖 斐 農 林 事 務 所 )	三一	
土地改良区役員の退任	( 中 濃 農 林 事 務 所 )	三一	
土地改良区清算人の就任	( 同 )	三一	
土地改良区役員の退任及び就任	( 恵 那 農 林 事 務 所 )	三一	

## 告 示

第 二 千 二 百 三 十 九 号  
 平 成 二 十 三 年 四 月 八 日  
 ( 金 曜 日 )

岐阜県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

揖斐都市計画道路

3・4・3号 大野揖斐川線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大野町産業建設部建設水道課

岐阜県告示第二百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 起業者の名称 高山市</p> <p>二 事業の種類 高山市民文化会館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）</p> <p>三 起業地 1 収用の部分 岐阜県高山市昭和町一丁目地内</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>四 事業の認定をした理由 1 法第二十条第一号の要件への適合性について 申請に係る事業は、地方公共団体である高山市が事業主体となり、岐阜県高山市昭和町一丁目地内に高山市民文化会館（以下「当会館」という。）の駐車場を整備するものであり、法第三十三条第三十二号に該当すると認められる。 したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。</p> <p>2 法第二十条第二号の要件への適合性について 起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。 したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。</p> <p>3 法第二十条第三号の要件への適合性について (一) 得られる公共の利益 高山市は、第七次総合計画において「ゆたかさ」のあるまちをめざして」を掲げ、「文化的環境の醸成」を推進している。その文化向上を図る文化活動の中核施設である当会館は、高山市の中心部に位置しており、大・小ホール、会議室、展示室及び公民館を併設し、市民の芸術、文化活動の場として、開館以来多数の方に利用されており、平成二十一年度には、二十六万人を超える利用者数となっている。 しかしながら、高山市は面積が広大であり、自家用車での移動が不可欠であることから、当会館の利用者についても自家用車での来館者が多く、慢性的な駐車</p>	<p>場不足となっている。そのため、周辺店舗等への無断駐車や駐車待ちによる渋滞など様々な問題が生じており、周辺住民や事業者から苦情が寄せられている。起業者としても、公共交通機関での来館を促すことや、自家用車の利用が多数見込まれる日には、会議室等の利用を制限するなど行っているが、根本的な対応策とはなっておらず、市民からは、駐車場不足により、文化活動への参加がためられる、又は参加できないという不満の声が上がっているほか、会議室等の利用の制限により、当会館で行事を開催できない、又は開催される行事に参加できないという状況に拍車がかかっている。</p> <p>本件事業の完成により、会議室等の利用制限という弊害を取り除くことができ、文化活動が活発化すること並びに駐車待ちによる渋滞や騒音の緩和など周辺環境の改善及び事故防止等に効果があると考えられる。</p> <p>なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。</p> <p>したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。</p> <p>(二) 失われる利益 起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。 したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。</p> <p>(三) 事業計画の合理性 本件事業に係る起業地の選定については、当会館周辺の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。 したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。</p>
--	--

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 事業を早期に施行する必要性
  - 3 (二)で述べたように、慢性的な駐車場不足を解消する必要があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。
- (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
  - 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定を受けるものである。

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岡崎隆彦後援会	田口 心平	桂川 研二	中津川市加子母 4538
加藤淳一後援会	齊木 克躬	丹羽 孝博	土岐市妻木町 3247 246
北村いくお後援会	北村 征男	野村 仁一	高山市国府町宇津江 57 2
後藤久男後援会	正村 春男	加藤 保則	土岐市駄知町 17 1
正義塾	畑中 正行	丸山 宏治	可児市川合 2339 1
高木まさひろ後援会	高木 雅浩	高木 直美	岐阜市近島 1 13 1
つくしの会	船坂 勝美	尾内 治良	飛騨市神岡町柏原 204 2

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
高山市役所市民活動部生涯学習課

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

柘植達樹後援会	可 知 昭 夫	渡 辺 裕	中津川市蛭川 2894 1
林まさのり後援会	佐分利 衛	鈴木 弘	土岐市鶴里町柿野 406
古川たかとし後援会	古 川 貴 敏	古 川 勇	瑞穂市穂積 3058 29
山田まさかず後援会	山 田 正 和	山 田 正 和	土岐市土岐津町土岐口 93 3
渡辺隆後援会	横 田 武 久	渡 辺 曙 美	土岐市土岐津町土岐口 2219 5

岐阜県選挙管理委員会告示第317号

名知選挙改正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、名知の  
 団体の選出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その  
 異動事項を次のとおり変更した。

平成二十三年四月八日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 塚 利 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党揖斐郡支部	会 計 責 任 者	中 川 仁 志	長 沼 健 治 郎
自由民主党岐阜県自動車整備支部	代 表 者	田 口 隆 男	加 藤 昌 弘
自由民主党岐阜県石油販売業支部	代 表 者	安 田 博 彦	山 田 菊 雄
日本共産党中濃地区委員会	主たる事務所の所在地	美濃加茂市加茂野町今泉1163	美濃加茂市清水町 2 5 27
浅野真後援会	会 計 責 任 者	浅 野 さゆり	浅 野 滋 津 子
太田まさしを育てる会	名 称	太田まさしを育てる会	太田まさし後援会
太田まさし後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市竜田町 8 2	岐阜市白山町 2 16 2

大塚としのぶ後援会	代 表 者	多 賀 一 雅	神 谷 清
岐阜県石油政治連盟	代 表 者	安 田 博 彦	山 田 菊 雄
黒田ところ後援会	会 計 責 任 者	小 栗 清 一	小 林 あき代
小見山幸治後援会	代 表 者	野々垣 孝彦	佐 野 正 明
佐藤会	会 計 責 任 者	佐 藤 武 彦	佐 藤 晴 美
柴田まさや後援会	名 称	柴田まさや後援会	柴田雅也後援会
柴田まさや後援会	代 表 者	松 原 朝 男	柴 田 卓 男
田中たかのを育てる会	代 表 者	藤 枝 伸 悟	田 中 孝 典
田中たかのを育てる会	会 計 責 任 者	田 中 孝 典	藤 枝 伸 悟
チエンジ岐阜の会	会 計 責 任 者	浅 野 さゆり	太 田 維 久
チエンジ岐阜の会	主たる事務所の所在地	岐阜市加納御津町 35 1 1	岐阜市神田町 1 1 1
平岩正光後援会	主たる事務所の所在地	中津川市新町 3 6	中津川市津島町 1 25
藤井孝男後援会同志議員OBの会	代 表 者	坂 井 泰 雄	鈴 木 義 巳
古川たかとし後援会	代 表 者	源 田 耕 正	古 川 貴 敏

古田ひでふみ応援隊	代 表 者	後 藤 穂	古 川 勇
松野ひでゆき後援会	代 表 者	青 木 佐和子	佐 藤 務
水野正敏後援会	代 表 者	阿 部 伸一郎	奥 田 哲 也
	主たる事務所所在地	恵那市長島町中野大崎区画整理27街区4画地	鎌 田 満 恵那市長島町正家1-1-25
横山よしみち山県市後援会	代 表 者	矢 口 貢 男	村 橋 忠 夫
渡辺隆後援会	代 表 者	横 田 武 久	水 野 唯 未

渡辺信行後援会	代 表 者	渡 辺 幸 一	渡 辺 洋
---------	-------	---------	-------

岐阜県選挙権者数調査結果報告書(第228号)

岐阜県選挙権者数調査結果報告書(第228号)第17条第1項の規定により、政  
府公報(第228号)第17条第1項の規定により、その名称等を次のとおり記  
録する。

平成二十三年四月八日

岐阜県選挙権者数調査結果報告書  
総務部 大 松 利 幸

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
赤塚栄策を育てる会	赤 塚 栄 策	赤 塚 日 出 夫	羽島郡岐南町下印食 5 53 1	平成22年 12月31日			
稲葉貞二後援会	小 寺 哲 雄	杉 田 滋 基	養老郡養老町押越 385	平成23年 2月14日			
片桐義次後援会	馬 場 繁 男	井 上 康 雄	美濃加茂市森山町 3 12 19	平成23年 3月3日			
Greens. Net. ぎふ	近 藤 ゆり子	井 上 あけみ	多治見市幸町 6 26 19	平成23年 2月16日			
高井義次後援会	高 井 昭 二	森 三 男	美濃加茂市加茂野町鷹之巣 2341	平成22年 9月30日			
21世紀の西美濃を考える会	野 田 紀 男	高 木 明	大垣市赤坂新田 3 16 1	平成23年 1月31日			
山田弘子後援会	山 田 俊 二	山 田 俊 二	関市下有知 2936 2	平成23年 2月9日			
渡辺隆後援会	横 田 武 久	渡 辺 曙 美	土岐市土岐津町土岐口 2219 5	平成23年 2月12日			

岐阜県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
北村 征男	岐阜市議会議員	北村いくお後援会	岐阜市園町 井澤江57 2	北村 征男
高木 雅治	岐阜市議会議員	高木ませひろ後援会	岐阜市近町1 13 1	高木 雅治
船坂 勝美	岐阜県議会議員	つくしの会	飛騨市神岡町 社原204 2	船坂 勝美

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十三年四月八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

- 平成二十三年四月八日  
岐阜県知事 古 田 肇
  - 一 届出年月日  
平成二十三年三月三十日
  - 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社バロー  
中部薬品株式会社
  - 三 建物の名称及び所在地  
バロー坂本店・Vドラッグ坂本店  
中津川市茄子川字桶田二二二番 外
  - 四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十三年十一月一日
  - 五 店舗面積  
二、〇三九平方メートル
  - 六 駐車場の収容台数  
一〇八台
  - 七 荷さばき施設の面積  
二四三平方メートル
- 土地改良区の解散  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。
- 平成二十三年四月八日  
岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	解 散 認 可 年 月 日



一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画特定用途制限地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び坂祝町産業建設課

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び坂祝町産業建設課

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道

坂祝町公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び坂祝町産業建設課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
養老町上多度東部土地改良区	平成三三・三九	理事	近藤 實	養老郡養老町田 五番地二
			寺 倉 康 弘	養老郡養老町横屋 一五九番地
			古 川 和 雄	養老郡養老町田 五 番地
			中 川 富 男	同 三六番地
			水 谷 良 一	大垣市横曾根 一丁目二二番地一
			兒 玉 明	養老郡養老町横屋 三九三番地一
			問 山 清 人	養老郡養老町一色 六 七番地一
			古 川 利 元	養老郡養老町田 五九番地
			星 野 勇 生	海津市南濃町津屋 一六五 番地
			田 中 忠 雄	養老郡養老町有尾 一六三番地

監事 田 中 忠 雄 養老郡養老町有尾 一六三番地

就任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
	土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 一 日	理 事	近 藤 實	養老郡養老町田 五番地二
	多 度 東 部 土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 一 日	理 事	中 川 富 男	同 同 三六番地
	同	同	同	古 川 利 元	同 同 五九番地
	同	同	同	近 藤 勝 同	同 同 一一七番地
	同	同	同	田 中 博	同 同 一四九番地
	同	同	同	寺 倉 光 信	同 同 一一九番地一
	同	同	同	兒 玉 明 同	同 同 三九三番地一
	同	同	同	大 橋 幸 善	同 同 三 番地三
	同	同	同	星 野 義 美	同 同 一八四一番地二
	同	同	監 事	古 川 和 雄	同 同 五 番地
	同	同	同	児 玉 芳 晴	同 同 一二七番地一
	同	同	同	岩 田 和 美	同 同 八四七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員	土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
	土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 一 日	理 事	名 和 義 榮	大垣市入方 二丁目六〇番地
	同	同	同	川 合 彰	同 同 二丁目九四〇番地
	同	同	理 事 員 外	吉 田 弘 義	同 同 安八郡神戸町大字落合八五八番地の一
	同	同	同	稻 葉 貞 二	同 同 養老郡養老町押越 六八八番地の六
	同	同	監 事	近 藤 重 男	同 同 大垣市開発町 五丁目五五二番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 一 日	理 事	種 田 務	大垣市長沢町 二丁目八七九番地
同	同	同	萩 野 英 夫	同 同 二丁目一六〇五番地
同	同	理 事 員 外	谷 村 成 基	同 同 安八郡神戸町大字神戸四八五番地の一
同	同	同	大 橋 孝	同 同 養老郡養老町岩道 四八一番地一
同	同	監 事	小 倉 桂 一	同 同 大垣市大島町 二丁目五番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 一 日	理 事	粟 倉 元 臣	同 同 関市大杉 五九一番地一

地改良区 三三・三四

同	栗山和美	関市西田原	九〇三番地
同	渡邊一郎	関市西田原	六六八番地
同	栗山利美	関市大杉	六六八番地一
同	石原伸司	関市大杉	七三二番地
同	石原民雄	関市大杉	七四五番地一
同	長村鍾	関市大杉	六九三番地一の一
同	長村英敏	関市大杉	六八九番地
同	渡邊義雄	関市大杉	五七九番地
同	神谷誠治	関市西田原	一四八三番地一
同	神谷正秋	関市西田原	二二七八番地
同	神谷元美	関市西田原	八八二番地二
同	川村守雄	関市西田原	八八〇番地
同	川村泰久	関市西田原	八九一番地
同	川村敏員	関市西田原	八七五番地三
同	坂井政信	関市大杉	四七六番地
監事	石原一二	関市大杉	五九五番地二三
同	小瀬木一郎	関市大杉	四六八番地三
同	加藤進	関市東田原	三二九番地一

土地改良区清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古田 肇

就任した清算人  
 土地改良区名 年月日 役名 氏名 住所  
 関市大杉 平成 清算人 栗倉元臣 関市大杉  
 地改良区 三三・三四 栗山和美 関市西田原  
 九〇三番地  
 六六八番地  
 六六八番地一  
 七三二番地  
 七四五番地一  
 六九三番地一の一  
 六八九番地  
 五七九番地  
 一四八三番地一  
 二二七八番地  
 八八二番地二  
 八八〇番地  
 八九一番地  
 八七五番地三  
 四七六番地  
 五九五番地二三  
 四六八番地三  
 三二九番地一

同	坂井政信	関市大杉	四七六番地
同	川村敏員	関市西田原	八七五番地三
同	川村泰久	関市西田原	八九一番地
同	川村守雄	関市西田原	八八〇番地
同	神谷元美	関市西田原	八八二番地二
同	神谷正秋	関市西田原	二二七八番地
同	神谷誠治	関市西田原	一四八三番地一
同	渡邊義雄	関市大杉	五七九番地
同	長村英敏	関市大杉	六八九番地
同	長村鍾	関市大杉	六九三番地一の一
同	石原民雄	関市大杉	七四五番地一
同	石原伸司	関市大杉	七三二番地
同	栗山利美	関市大杉	六六八番地一
同	渡邊一郎	関市西田原	六六八番地
同	栗山和美	関市西田原	九〇三番地
同	栗倉元臣	関市大杉	五九一番地一

土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十三年四月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 地 改 良 区 名	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
恵那市美濃東部土地改良区	平成 三三・三二五	理事	遠藤秋時	恵那市笠置町毛呂窪 八七番地四
同	同	同	林正彦	同 四五六番地四
同	同	同	田中征衛	同 六七三番地
同	同	同	遠藤健一	同 八四九番地二
同	同	同	永治充	同 一五六八番地二
同	同	同	田本兼彦	同 六八九番地一
同	同	同	林弘己	同 一一三八番地二
同	同	同	林昭夫	同 一一三三番地
同	同	同	松井好久	同 一三六四番地
同	同	同	樋田博行	同 九三三番地
同	同	同	田本吉郎	同 五四番地
同	同	同	林広和	同 六〇七番地一
同	同	同	和田光夫	同 一六〇二番地二
同	同	同	山本甲司	同 一七六四番地
同	同	同	保母龍興	同 四五三番地
同	同	同	遠藤武平	同 八六一番地
同	同	同	山口利兼	同 一五番地四
同	同	同	鈴木武司	同 一三七三番地

就任した役員

土 地 改 良 区 名	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
恵那市美濃東部土地改良区	平成 三三・三二六	理事	林明美	恵那市笠置町毛呂窪 二一三番地四
同	同	同	林正彦	同 四五六番地四
同	同	同	田中征衛	同 六七三番地
同	同	同	永治充	同 一五六八番地二
同	同	同	遠藤靖雄	同 一三三四番地
同	同	同	林弘己	同 一三三八番地二
同	同	同	遠藤健一	同 八四九番地二
同	同	同	佐伯裕男	同 一三六〇番地二
同	同	同	林昭夫	同 一一三三番地
同	同	同	樋田博行	同 九三三番地
同	同	同	田本吉郎	同 五四番地
同	同	同	林広和	同 六〇七番地一
同	同	同	鈴木陸三	同 一三三四番地
同	同	同	鷺見信行	同 一〇九六番地一
同	同	同	井戸千年	同 三九八二番地
同	同	同	鈴木辰春	同 二八七四番地二
同	同	同	林宇礼美	同 四二〇七番地三
同	同	同	江島近夫	同 七一四番地
同	同	同	市川徳男	同 一一九四番地一
同	同	同	吉田宏	同 三二九番地二
同	同	同	鷺見晶仁	同 三九六四番地一

平成二十三年四月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
フイ・アール・テクノセンター

同	保母龍興	恵那市笠置町河合	四五三番地
同	遠藤武平	同	八六一番地
同	山本甲司	恵那市笠置町姫栗	一七六四番地
同	和田光夫	同	一六〇二番地二
同	山口利兼	恵那市中野方町	一五番地四
同	近藤洋一	同	一四七九番地
同	柘植健治	同	一四一〇番地四
同	小池重睦	同	九五一番地七
同	安江敬悟	同	四四三七番地一四〇
同	長谷川博茂	同	三四〇五番地
同	井戸忠士	同	三九七七番地二
監事	小池正則	恵那市笠置町毛呂窪	七三五番地
同	市川徳男	恵那市笠置町姫栗	一一九四番地一
同	遠藤次雄	恵那市笠置町河合	一八三一番地
同	加藤範昭	恵那市中野方町	二六八八番地